



COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



令和7年4月施行の建築物太陽光発電設備等総合促進事業オンライン説明会

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度について

大規模建築物2,000m²以上

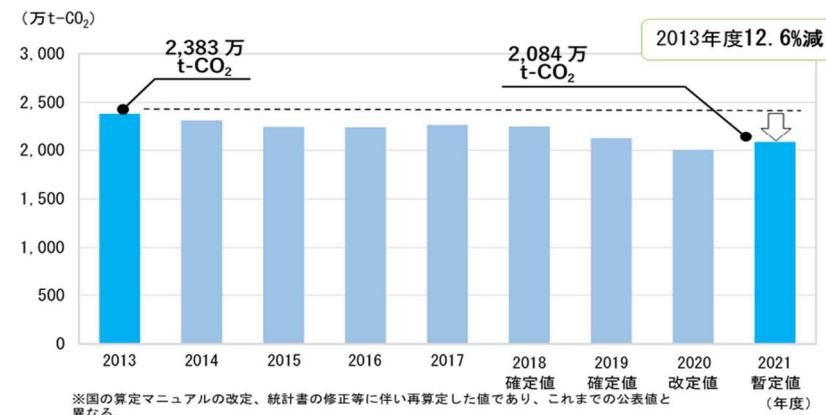
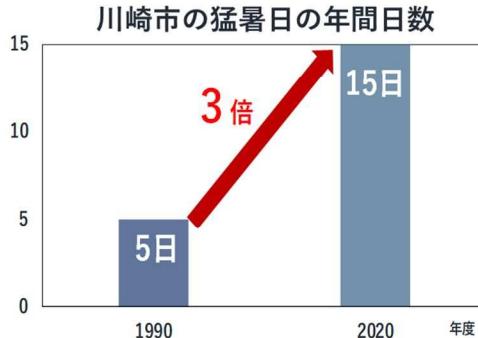
令和6年7月25日（木）開催
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1	川崎市の脱炭素化の動向と基本計画	3
2	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方	7
3	特定建築物太陽光発電設備等導入制度【制度1】について	10



危機的な気候変動 川崎市域における状況

- 気候変動により**熱中症・感染症、生態系**への影響、**農作物**への影響、大雨・台風などの**災害の大型化**など、深刻な被害を引き起こすリスクが増大
- 日本の年平均気温は上昇傾向。**川崎市の猛暑日も3倍**に増加
- **令和元年東日本台風**では広域的に被害が発生※
川崎市も、死者1名、全半壊約1,000棟、床上床下浸水約1,700棟などの被害
※国の報告書によれば、**令和元年東日本台風は、気候変動により大型化のリスクが高まった**とされている。
- 2021年度の川崎市の温室効果ガス排出量（暫定値）は**2,084万t-CO₂**で、2013年度と比較して**12.6%削減**





国の法改正と目標設定等と 川崎市の脱炭素化の動向

国の法改正と 目標設定等

- 令和3（2021）年6月、地球温暖化対策推進法が改正。
2050年カーボンニュートラルを**すべての国民に課す課題**として**法定化**
- 令和3（2021）年10月、地球温暖化対策計画を策定。
我が国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度比▲**46%削減**を目指す。
- 令和3（2021）年10月、第6次エネルギー基本計画を策定。
2030年度において**新築戸建住宅の6割**に太陽光発電設備の設置を目指す。

川崎市の 脱炭素化の動向

R1年度末

- ・令和2年2月：福田市長が**2050年CO₂排出実質ゼロを表明**



R2年度秋

- ・令和2年11月：**脱炭素戦略**「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」策定



R3年度末

- ・令和4年3月：**川崎市地球温暖化対策推進基本計画＆実施計画**の全面改定



R4年度末

- ・令和5年3月：**川崎市地球温暖化対策推進条例**の全面改正（新制度創設）





川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標と 条例の改正により新たに規定した5つの制度

- 地球温暖化対策推進基本計画では**2030年度の温室効果ガス削減目標**を設定
民生部門では45%削減、産業部門では50%削減、市役所では50%削減を目標
再生可能エネルギーの導入を33万キロワットに増やす
- 川崎市地球温暖化対策等推進条例の全面改正により**新たに5つの制度を創設**

●川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標



●川崎市地球温暖化対策等推進条例の改正により新たに規定した5つの制度

民生系取組

- 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業
- 制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度
- 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度
- 制度3 建築士太陽光発電設備説明制度
- 制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

いわゆる
義務制度

産業系取組

- 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度
- 制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

報告義務

1 川崎市の脱炭素化の動向と基本計画	3
<u>2 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方</u>	<u>7</u>
3 特定建築物太陽光発電設備等導入制度【制度1】について	10



川崎市地球温暖化対策推進等の推進に関する条例 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残るもの**であるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化**し、取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- 太陽光発電設備の設置を一層促進するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。



建築物太陽光発電設備等総合促進事業における 太陽光発電設備の設置義務化制度について

建築物太陽光発電設備等総合促進事業の内訳（制度1・2のみ）

制度1

○特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

○特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を市内に年間一定量以上建設する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

スケジュール

	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度	方 「重要施策の考 え 方に素案提示 1月	条例改正 詳細検討 →	規則改正 →	準備・周知等 事前相談 →	★ 制度施行 → 計画書等の受付・公表
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度		詳細検討 →	規則要綱説明会 →	準備・周知等 事前相談 →	★ 制度施行 → 報告書受付・公表

1 川崎市の脱炭素化の動向と基本計画	3
2 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方	7
<u>3 特定建築物太陽光発電設備等導入制度【制度1】について</u>	<u>10</u>



特定建築物太陽光発電設備等導入制度の 条例規則等の規定について

大規模建築物
への制度

条例・規則・要綱について

▶川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 令和5年3月改正

▶川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 令和6年3月改正

▶特定建築物への太陽光発電設備等の設置に関する要綱 令和6年3月制定（7月改正）

主な規定について

対象者・対象建築物

設置基準量

設置可能面積

対象設備

代替措置①敷地外設置

代替措置②再工ネ調達

届出・公表

届出様式・添付資料

様式

規則様式
12号様式 計画書
13号様式 変更届
14号様式 完了届
15号様式 中止届

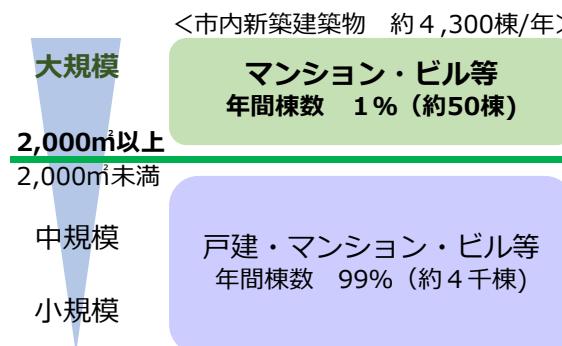
要綱様式
1号様式
再生可能エネルギー調達計画書
表紙 + シート①～⑦

特定建築物太陽光発電設備等導入制度の概要

大規模建築物
への制度

- 大規模建築物（床面積の合計2,000m²以上）を建築等※する特定建築主に対し、太陽光発電設備等の設置を義務付ける。

※新築、増築又は改築。
- 特定建築主は規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。
- 当該建築物へ設備を設置できない場合、代替措置を講じることができる。
- 規則に定めた建築物は制度対象外となる。
- 特定建築主は設置計画書を作成・提出する。
- 市は特定建築主名その他規則で定めた事項をインターネットにより公表する。



- 市内に年間約50棟
- 棟数ベースでは、新築等建築物の約1%であるが、エネルギー消費量が多く、建築部門全体のエネルギー消費量に与える影響が大きい



特定建築物太陽光発電設備等導入制度の対象者・対象建築物

大規模建築物
への制度

- 床面積の合計※**2,000m²以上**の建築物（特定建築物）の新築、増築又は改築（新築等）をしようとする者（特定建築主）

- ・大規模改修、模様替え、現存する建築物は対象外

※増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積

◆ 次の建築物は対象外

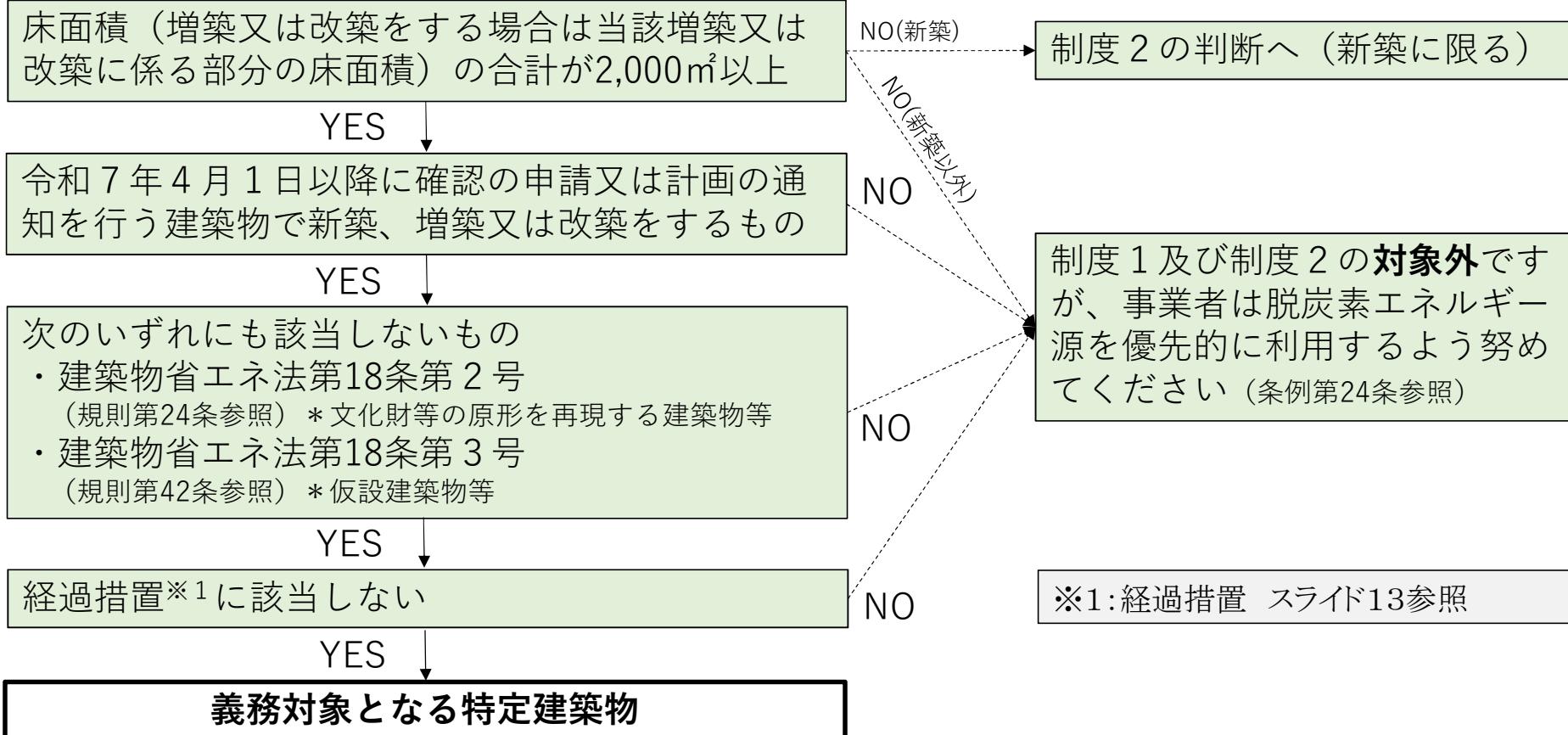
(1) 文化財等の原形を再現する建築物等	建築物省エネ法第18条第2号に該当
(2) 仮設建築物等	建築物省エネ法第18条第3号に該当

◆ **令和7年3月31日までに**当該特定建築物について次の行為を行う場合は対象外

(1) 建築確認申請等	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項
(2) 総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請
(3) 環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の102項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出
(4) 中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置
(5) CASBEE川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出
(6) 総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出
(7) 開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2第1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請

制度1制度2の対象外であっても、事業者は脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めてください（条例第24条）

対象建築物の判断フロー



■ (1) 建築面積による算定を基本とし、かつ(2)床面積の合計の区分に応じた下限・上限の範囲内とする

(1) 建築面積による算定

設置基準量
(算定値)(kW)

=

① [建築面積(m²)×設置基準率5%]

(①に代えて②を用いて求めることも可能)

×

面積当たり算定量
0.15(kW/m²)

② 太陽光発電設備設置可能面積(m²)

= 建築面積(m²) - 設置が困難と認める部分の面積[※](m²)

(※スライド17~19)

(2) 床面積による下限・上限

- 設置基準量は用途及び床面積の合計の区分に応じた下限・上限の範囲内とする

設置基準量(算定値)が上限より大きい

⇒ 上限を設置基準量とする

設置基準量(算定値)が下限以上、上限以下

⇒ 設置基準量(算定値)を設置基準量とする

設置基準量(算定値)が下限より小さい

⇒ 下限を設置基準量とする

- 用途の区分は「工場等」「工場等以外」で分ける

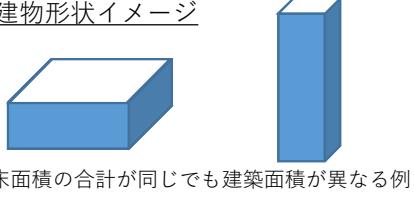
<工場等以外の下限・上限>

床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~
下限	3 kW	6 kW	12 kW
上限	9 kW	18 kW	36 kW

<工場等の下限・上限>

床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~
下限	6 kW	12 kW	24 kW
上限	18 kW	36 kW	45 kW

建物形状イメージ



床面積の合計が同じでも建築面積が異なる例

* 工場等：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号に規定する工場等（以下、「工場等」という。）の用途に供する特定建築物（例：工場、自動車車庫、倉庫など）

設置基準量の算定と

設置基準量に対する適合状況の例①設置基準量が建築面積の5%で決まる

大規模建築物
への制度大規模建築物（建築面積1,200m²うち除外面積300m²、床面積の合計8,000m²、工場等以外）を想定します。

- 建築面積 1,200m² (うち除外面積 300m²)
- 床面積の合計 8,000m² の新築 ⇒ 特定建築主に該当

①建築面積の5%

$$= \text{建築面積} 1,200 \text{m}^2 \times 5\% = 60 \text{m}^2$$

②設置可能面積

$$= \text{建築面積} 1,200 \text{m}^2 - \text{除外面積} 300 \text{m}^2 = 900 \text{m}^2$$

設置面積

$$\text{①と②の小さい方 } 60 \text{m}^2 < 900 \text{m}^2 \Rightarrow \underline{\mathbf{60 \text{m}^2}}$$

設置基準量(算定値)

$$= \underline{\mathbf{60 \text{m}^2}} \times 0.15 \text{kW/m}^2 = 9 \text{kW}$$

下限・上限P11参照

床面積の合計8,000m²（工場等以外）の下限 6 kW、上限18kW

設置基準量(kW)

$$\text{下限 } 6 \text{ kW} < \underline{\mathbf{9 \text{ kW}}} < \text{上限 } 18 \text{ kW} \Rightarrow \underline{\mathbf{9 \text{ kW}}}$$

適合状況

実際に設置した容量が10kWとすると、
 設置基準量である9kW以上ため**基準適合**
 達成率は111%

達成率

5%

<屋上平面図>

$$\textcircled{1} \text{建築面積} 1,200 \text{m}^2 \times 5\% = 60 \text{m}^2$$

又は

$$\textcircled{2} \text{設置可能面積} 900 \text{m}^2$$

除外面積が300m²

$$\textcircled{1} \text{と} \textcircled{2} \text{の小さい面積} 60 \text{m}^2 \times 0.15 = 9 \text{ kW}$$

下限・上限より 9 kW

$$\text{設置した容量} 10 \text{kW} \rightarrow \text{△}$$

設置基準量の算定と

設置基準量に対する適合状況の例②設置基準量が上限で決まる

大規模建築物
への制度大規模建築物（建築面積8,000m²うち除外面積1,000m²、床面積の合計16,000m²、工場等）を想定します。

- 建築面積 8,000m² (うち除外面積 1,000m²)
- 床面積の合計 16,000m² の新築 ⇒ 特定建築主に該当

①建築面積の 5 %

$$= \text{建築面積} 8,000\text{m}^2 \times 5 \% = 400\text{m}^2$$

②設置可能面積

$$= \text{建築面積} 8,000\text{m}^2 - \text{除外面積} 1,000\text{m}^2 = 7,000\text{m}^2$$

設置面積

$$\text{①と②の小さい方 } 400\text{m}^2 < 7,000\text{m}^2 \Rightarrow \underline{\mathbf{400\text{m}^2}}$$

設置基準量(算定値)

$$= \underline{\mathbf{400\text{m}^2}} \times 0.15\text{kW/m}^2 = 60\text{kW}$$

下限・上限 P11参照

床面積の合計16,000m²（工場等）の下限24kW、上限45kW

設置基準量(kW)

$$\text{下限 } 24\text{kW} < \text{算定値 } 400\text{m}^2 \times 0.15\text{kW/m}^2 = 60\text{kW} < \text{上限 } 45\text{kW} \Rightarrow \underline{\mathbf{45\text{kW}}}$$

適合状況

実際に設置した容量が55kWとすると、
 設置基準量である45kW以上そのため基準適合
 達成率は122%

達成率

5%
 <屋上平面図>
 ①建築面積8,000m²
 ×5% = 400m²

又は
 ②設置可能面積
 7,000m²
 除外面積が1,000m²

①と②の小さい面積
 400m² × 0.15 = 60kW
 下限・上限より45kW

設置した容量
 55kW

設置基準量における設置可能面積の計算で面積除外できる部分

大規模建築物
への制度

- 次に該当する太陽光発電設備の設置が困難と認める部分は、「太陽光発電設備設置可能面積」の計算上除くことができる

① ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分

(緊急離着陸場、緊急救助用スペース、屋上の出入り口から緊急離着陸場等に至る通路、待避場所を設置する部分)

② 法令、条例等により緑化する部分

③ 定格出力3kW以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分

④ 太陽光発電設備を設置することにより建築設備の機能に支障が生じる部分

(その設備の上方に太陽光発電設備を設置することで、その設備の能力が損なわれる部分)

⑤ 太陽光発電設備を設置することにより建築設備の維持管理に支障が生じる部分

(屋上の外周部等、建築物の設備の維持管理のために必要な部分)

⑥ 日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分

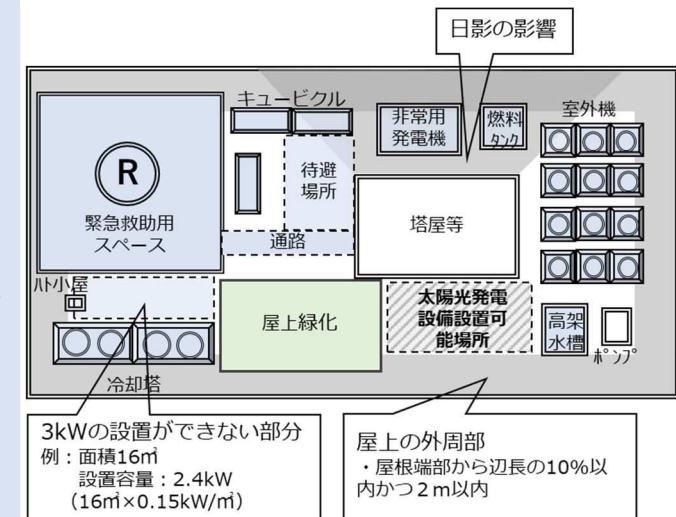
(次のスライド)

⑦ その他市長が必要と認める部分

(屋根の傾斜角が60度超える部分、地上高が60mを超える部分など、スライド19)

設置が困難と認める部分
(面積除外部分) イメージ

■ ■ ■ 面積除外部分



※詳細はガイドラインに記載予定

面積除外する場合は、困難な理由、範囲、面積などを明記した根拠図面を提出

設置可能面積の計算で面積除外できる部分（日影となる屋上部分）

大規模建築物
への制度

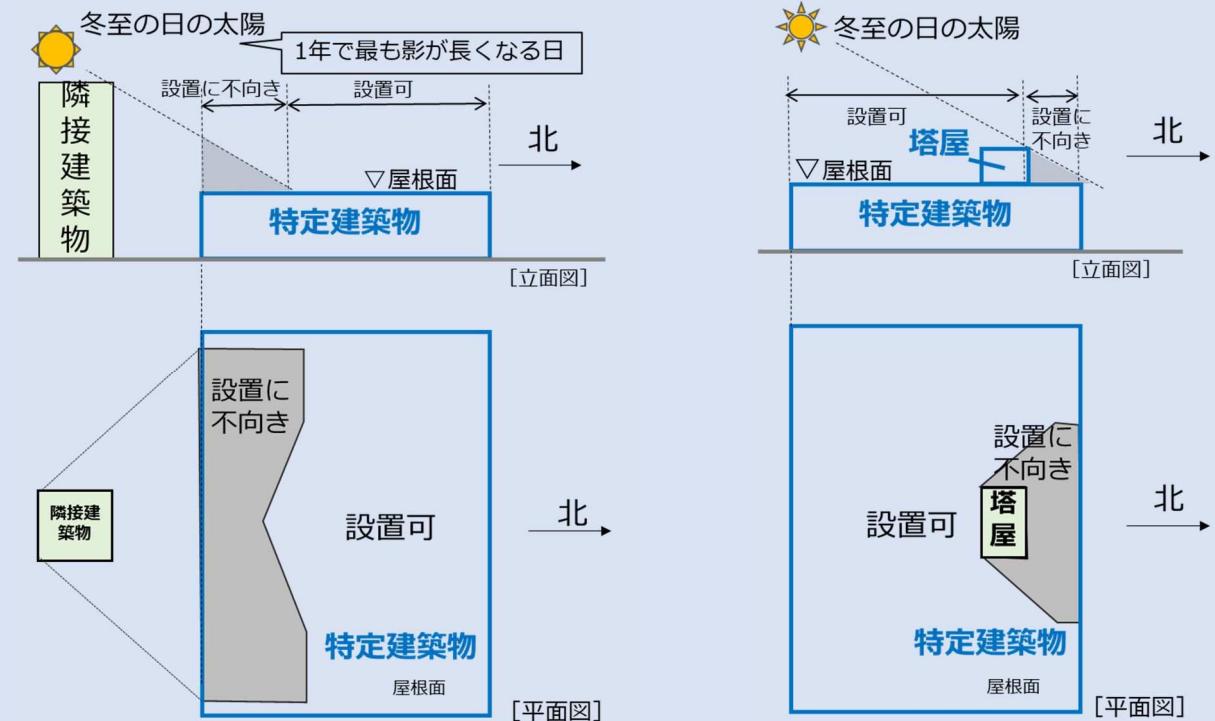
- 日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分は、隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等により冬至の日の9時から15時までに日影となる屋上部分とする
 - ・ 冬至の日の9時から15時の日影の範囲及び日影がかかる屋上部分の面積を明示した根拠図面を提出すること
(隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の位置、寸法、高さ並びに方位等を明示する)

※ガイドラインに記載予定

<日影のイメージ>

設置可能面積の計算で面積除外
できる部分（日影となる屋上部分）

- ・ 冬至日
1年で最も影が長くなる日
9時から15時までに日影と
なる屋上部分



設置可能面積の計算で面積除外できる部分（その他の部分）

大規模建築物
への制度

- バルコニー及び同じ階の専有部分から連続したルーフバルコニーは「設置可能面積」に含まない
- 階段室や屋外階段等から出入りする屋上部分、共同住宅等で共用廊下等の共用部分から出入りする屋上部分、ひさし、ポーチ等は「設置可能面積」に含む

※ガイドラインに記載予定

<バルコニー・ルーフバルコニーのイメージ>

「設置可能面積」に含むもの：

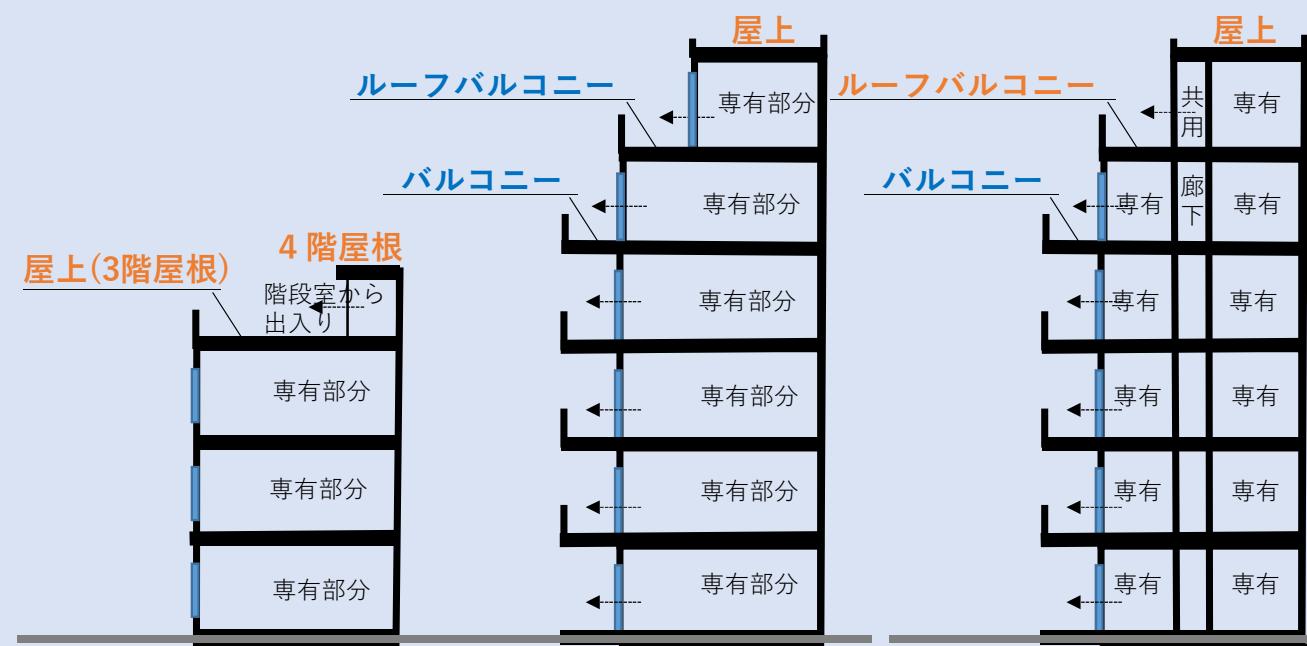
- ・（階段室や屋外階段等から出入りする*）屋上
- ・ひさし、ポーチ

「設置可能面積」に含まないもの：

- ・バルコニー
- ・（同じ階の専有（居室）から連続した）ルーフバルコニー

*（共同住宅等で）共用廊下等の共用部から出入りする部分は屋上に含む

バルコニー：建築物の外壁からはね出した部分（吹きさらしの廊下、屋外階段も同様の扱い。）





対象とする設備の種類と出力

大規模建築物
への制度

- 本制度においては、太陽光発電設備、その他の再生可能エネルギー利用設備を対象とする
- その他の再生可能エネルギー利用設備は、年間発電電力量又は年間熱供給量に相当する太陽光発電設備を設置したものとみなす

<建物敷地内（オンサイト）に設備を設置する場合の設備の種類と出力>

対象とする設備の種類		出力
発電設備	太陽光	定格出力
	風力	年間発電電力量1,000kWhあたり 1 kW
	バイオマス	
熱供給設備	地中熱	年間熱供給量3,600MJあたり 1 kW
	太陽熱	
	バイオマス	
その他	再生可能エネルギー源利用設備	発電設備 年間発電電力量1,000kWhあたり 1 kW 熱供給設備 年間熱供給量3,600MJあたり 1 kW

<建物敷地内（オンサイト）に設備を設置する場合の設置手法>

- 太陽光発電設備を特定建築主が所有し、特定建築主が利用（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）
- リース等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、特定建築主が利用（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）
- 屋根貸し等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、第三者が利用

設置場所と代替措置①敷地外（オフサイト）設置

大規模建築物
への制度

- 太陽光発電設備等の設置場所は、原則敷地内（オンサイト）とする
- 敷地外（オフサイト）への設置を、敷地内（オンサイト）への設置に代わる代替措置として利用可能とする

履行方法	代替措置の概要				出力*
	発電設備等の設置場所		電気等を利用する施設		
建物敷地外 (オフサイト) への設置	(1) オフサイトPPA等※ ※オフサイトPPA、自己託送、自営線等 ※(2)(3)以外 (次のスライド)	市内 市外	当該特定建築物又はその敷地内	年間発電電力量（当該設備が設置される発電所内で消費される電力の量を除く）1,000kWhあたり1kW	・太陽光：定格出力 ・発電設備：年間発電電力量 1,000kWhあたり1kW ・熱供給設備：年間熱供給量 3,600MJあたり1kW
	(2) 既存建築物又はその敷地	市内	当該既存建築物又はその敷地内		
	(3) 特定開発事業に係る区域内	市内	当該特定開発事業に係る区域内		

*定格出力の太陽光発電設備を当該特定建築物に設置したものとみなす。

- ・(1)～(3)は、新たに設備を設置するものに限る。電気等を利用する施設は上に定める場合に限るが、余剰売電は認める。
- ・(1)の出力は、送配電網を経由して電気を供給する場合の送電口の加算はしない。
- ・(1)は、発電に伴う電気（環境価値が付属している場合に限る。）又は当該電気に係る環境価値を当該特定建築物で利用するものに限る。
- ・(3)は条例第19条第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業に係る予定建築物である場合に限る。
- ・上記のほか、その他市長が認める措置（将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討）。

代替措置①（1）オフサイトPPA等の要件

大規模建築物
への制度

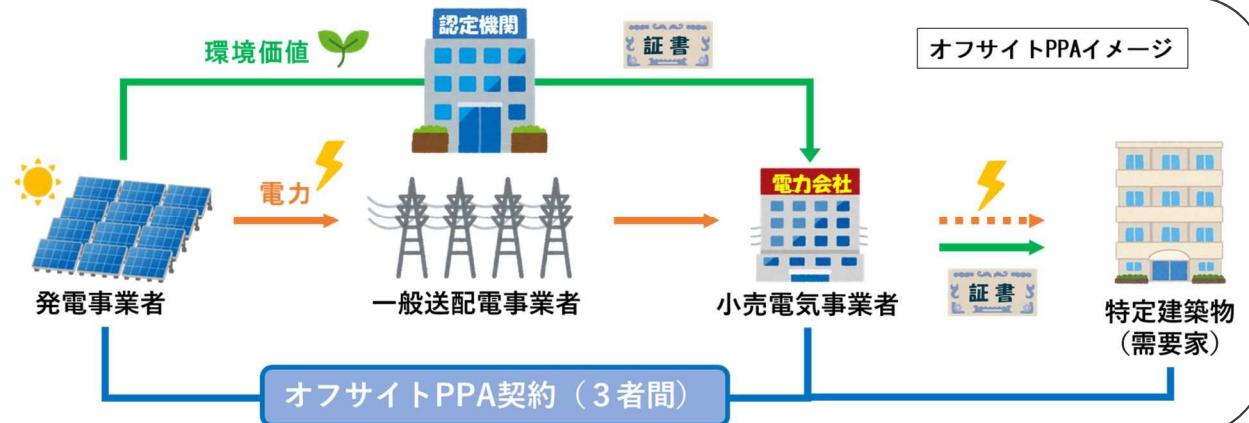
（1）オフサイトPPA等（オフサイトPPA、自己託送、自営線供給等）の要件

- ✓ 敷地外に新たに設置された発電設備で発電された電気（環境価値とセット）又は環境価値を特定建築物で利用する
- ✓ 電気の供給方法には第三者新設と自らが新設する手法があり、いずれの場合も再エネ特措法の認定設備に限る
- ✓ 第三者新設の場合、相対契約等の要件を満たす必要がある

◆第三者新設

オフサイトPPA

※PPA:電力購入契約



◆自らが新設

自己託送 自営線供給

リースを含む

- ✓ 当該特定建築物で利用するために、新たに設置された発電設備が対象（地域活用要件・関係法令等が遵守された設備）

再エネ特措法（FIT制度・FIP制度）の認定設備に限る

- ✓ オフサイトPPAの場合、次に該当する措置が対象（事業継続性等の観点）

相対契約、長期契約、固定価格による購入

※詳細はガイドラインに記載予定

代替措置②再エネ調達を選択する理由

大規模建築物
への制度

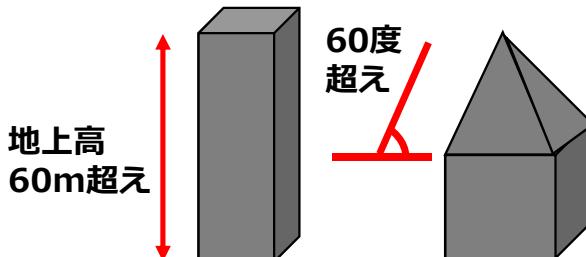
■ 再エネ調達による義務履行は、屋上に太陽光発電設備の設置が困難と認められる場合に限定する

- ◆ 屋上に設置が困難と認める次のいずれかの**理由**に該当

- ・設置場所が狭小 太陽光発電設備を設置可能な屋上部分が定格出力3kWの設置に必要な広さを有しない
- ・技術的な理由 地上高が60mを超える建築物、傾斜角が60度超えの急勾配屋根の建築物などJIS※適用外の場合
- ・系統連系に制約が生じる (送電線の空き容量不足等)
一般送配電事業者から一定条件を付される場合など

※ JISC8955(2017)「太陽光アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」

例) 技術的な理由により一般的な設置方法ができない



- ◆ 左記以外の困難な**理由**があり、次の措置を実施

- ・使用電力を100%再エネで賄う措置
- ・国際イニシアチブへの加盟・表明等

再エネ100%化計画



RE100等への加盟・表明

RE 100

※詳細はガイドラインに記載予定

代替措置②再エネ調達を選択する理由（系統連系に制約）

大規模建築物
への制度

■ 系統連系に制約が生じる場合の措置【要綱第7条（3）】

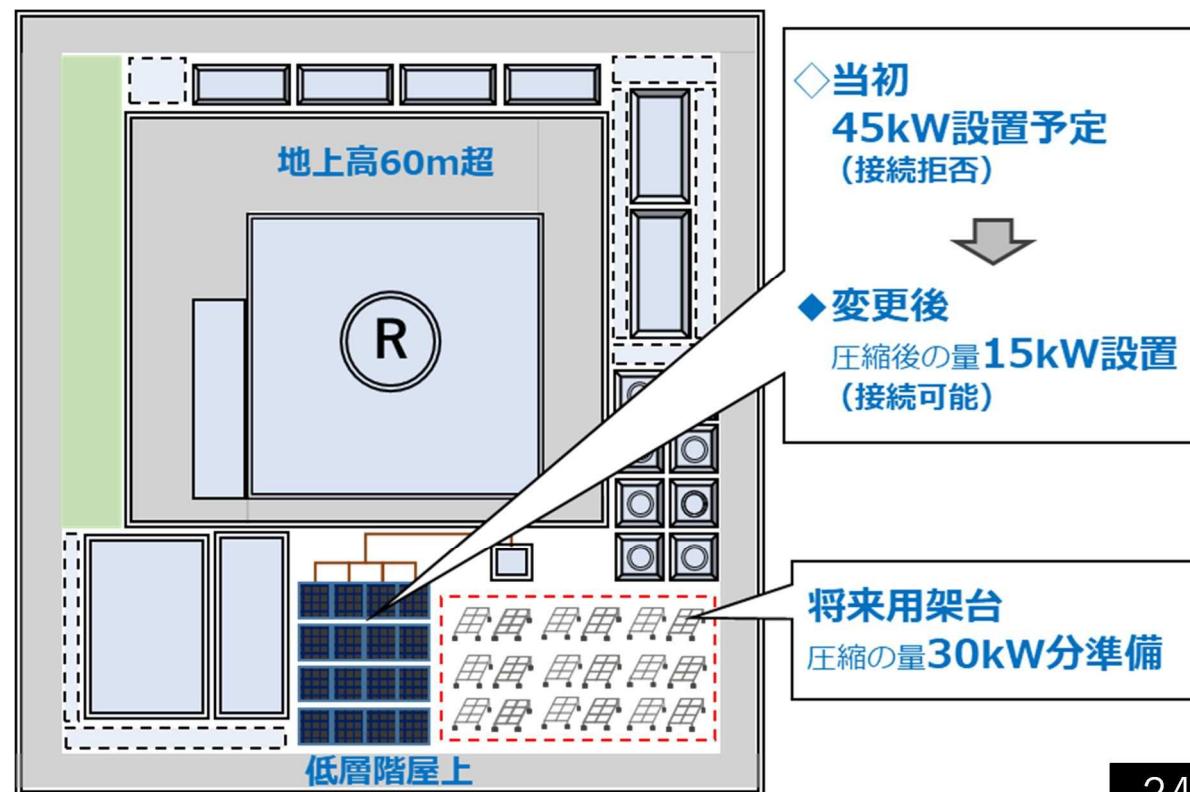
余剰電力の売電を行うにあたり、送電線の空き容量不足の理由により一般送配電事業者から接続検討を拒否されるなどの制約が生じる場合、次に示す2点を満たすことで設置基準量を圧縮（縮小）することができる。

①設置予定の太陽光発電設備の定格出力を圧縮したうえで、系統連系を行うこと。

②制約が解除された際、速やかに太陽光発電設備の追加設置ができるよう、将来用架台等の準備を予め行うこと。



「設置基準量」を「圧縮後の定格出力」に置き換えることができる。



代替措置②再エネ調達の条件

大規模建築物
への制度

- 屋上に設置が困難と認められる場合において市長が認める再エネ調達は次の再エネ小売電気の調達・再エネ証書調達

◆ 市長が適当と認める措置（再エネ小売電気の調達・再エネ証書調達）

※詳細はガイドラインに記載予定

- ✓ 「X以上の再エネ電気メニューの選択」若しくは「A以上の証書購入」

$$X = A \div B \times 100 + C \times (B - A) \div B (\%)$$

A : 設置基準量から設置量を減じた量 (kWh)

B : 建物推計電気使用量 (kWh)

C : 再エネ発電比率 (%)

X : 再エネ電源利用率 (%)

Aは、設置基準量に1,000を乗じた値から設置量（オンラインサイト設置分等）を減じた値

- ✓ 電源の特定ができ、電源の運転開始から15年以内
- ✓ 繼続の意思を再エネ調達計画書に明示（20年以上）

Cは、経産省公表のエネルギー需給実績における最新年度のもの

- 各小売電気事業者が提供する「再エネ電気メニュー」を選択

メニューA



メニューB



- 日本卸電力取引所等から、「再エネ証書」を購入



- 建築物へ新たにPV設置する場合と同等となるような条件を付加

追加性

- RE100に準拠した条件
電源の特定、運転開始から15年以内
- 調達を20年以上継続すること

特定建築主が電力需給契約者とならない場合でも、一括受電方式の要件（スライド26、27）を満たす措置は再エネ調達とみなす



代替措置②一括受電方式による再エネ調達

大規模建築物
への制度

- 特定建築主が電力需給契約者とならないパターンは、次の①②に示す建築物及び契約形態などが想定され、電力需給方法として「一括受電方式」を採用する場合が考えられる。
一括受電方式には、建物全体だけでなく**共用部等の一部のみ電力需給契約を締結する場合も含む**ものとする。
⇒**一括受電方式の要件（次スライド）**を満たすことで、一括受電方式による調達を「**再エネ小売電気の調達**」とみなす。

パターン①：テナントビルや集合住宅等の場合

- ・**各専有部を個別の小売電気事業者と契約し、
共用部のみ建築主等が需給契約者となる場合**



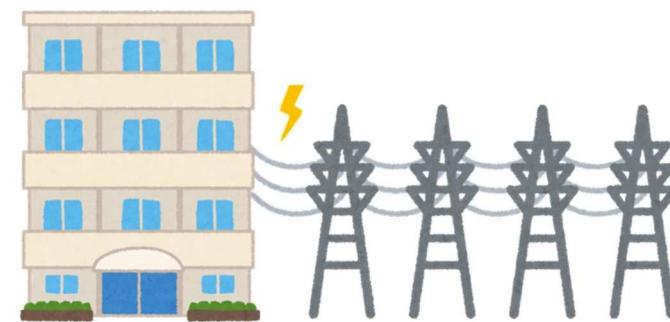
大型商業施設



集合住宅

パターン②：分譲集合住宅の場合

- ・建物全体を一括受電事業者が小売電気事業者と需給契約を行い、**建築主等が一括受電事業者と契約した後に、
管理組合に契約を承継する**場合



大型の分譲住宅での高圧一括受電など

共用部等の一部のみ電力需給契約を締結する場合、前ページ「B：建物推計電気使用量」は**共用部等の電気使用推計量を適用する**。

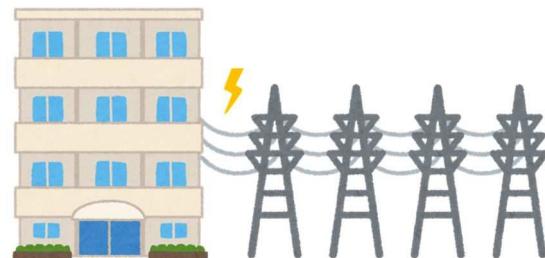
※詳細はガイドラインに記載予定

代替措置②一括受電方式による再エネ調達の要件

大規模建築物
への制度

- 再エネ電力調達を一括受電で行う場合の要件は次のとおり（要綱様式「再生可能エネルギー調達計画書」より抜粋）

- ・ **建物全体※を小売電気事業者と需給契約する一括受電方式**を採用している。



※共用部等の一部のみ一括受電方式とする場合も含む。

- ・ 建物入居者等に対し、**重要事項説明等で再エネ電気による電気供給を説明**している。



- ・ **一括受電事業者との再エネ電気供給契約を管理組合等に承継**すること。



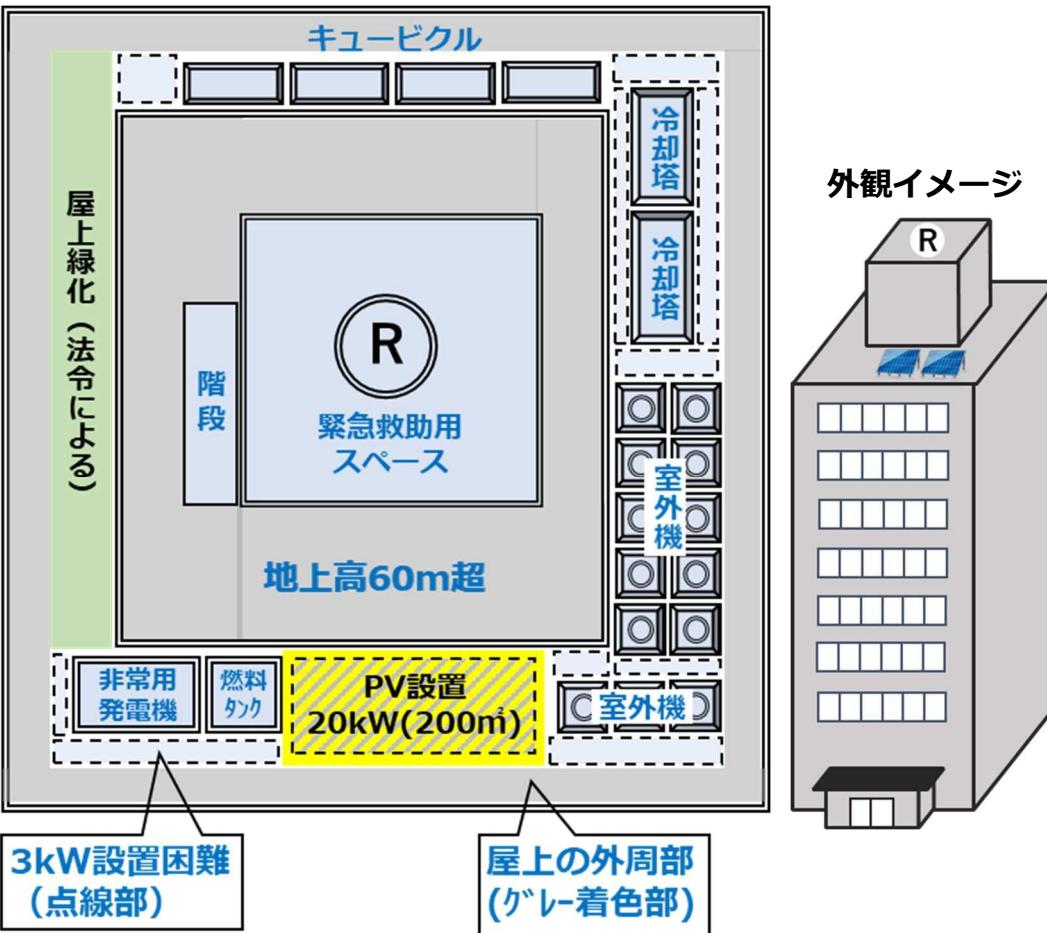
※詳細はガイドラインに記載予定



再エネ電源利用率Xの計算例

大規模建築物
への制度

ケース①：オフィスビル（60m超）



建築面積／床面積の合計[m ²]	3,800 / 30,000
①建築面積[m ²]×5%	3,800×0.05 = 190
②設置可能面積[m ²]	200 (PV設置場所含む)
① < ②より設置基準量[kW]	190×0.15=28 ※小数点以下切り捨て (年間太陽光発電相当量 : 28,000kWh)
屋上へのPV設置量[kW]	20 (年間発電電力量 : 20,000kWh)
追加設置が可能な場所[m ²]	0
A 設置基準量から設置量を減じた量[kWh]	8,000 (設置基準量不足分)
B 建物推計電気使用量[kWh]	7,000,000 (要綱7条3項より計算)
C 再エネ発電比率[%]	21.7 (最新年度の経産省公表データ)
設置が困難な理由として該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ■要綱7条(1)：3kWの設置が困難 ■要綱7条(2)：地上高60m超

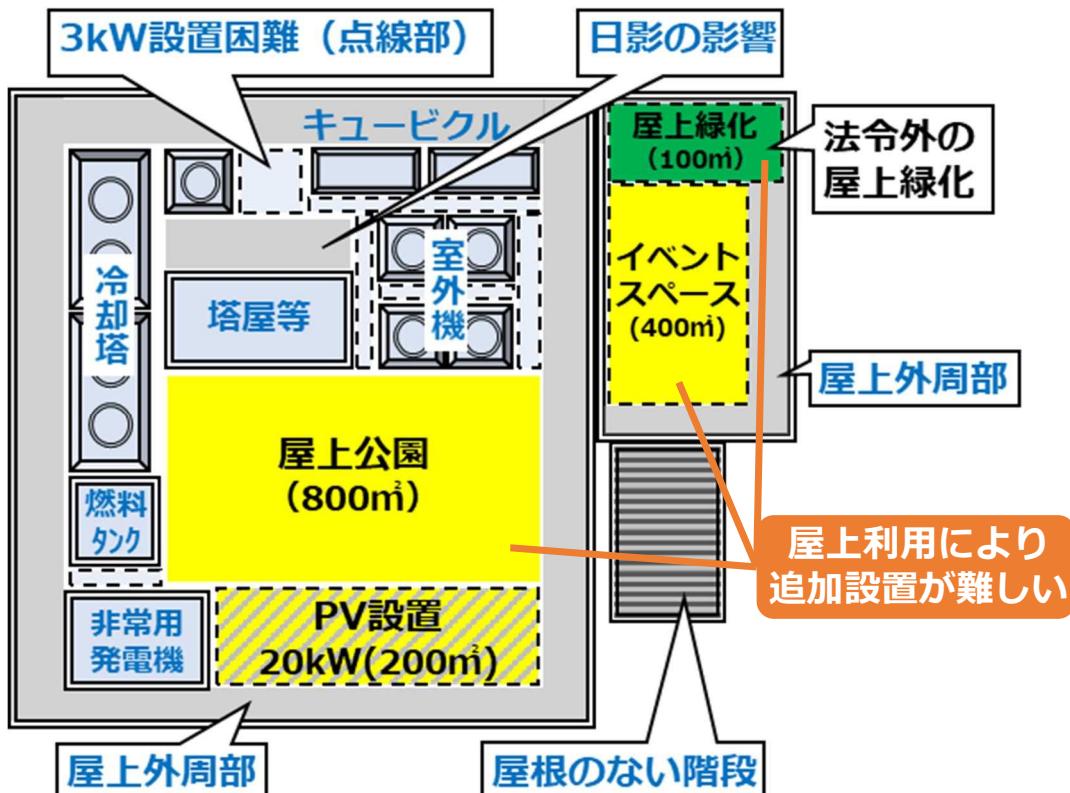
$$X = [A \div B \times 100] + [C \times (B - A) \div B] = 21\% \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

- ・設置基準量不足分相当の『再エネ割合21%以上の再エネ電気メニューの調達』or『証書購入』が必要
- ・必要調達量は不足分相当の8,000kWh以上

再エネ電源利用率Xの計算例

大規模建築物
への制度

ケース②：商業施設（60m未満） [テナント専有部あり]



建築面積／床面積の合計[m ²]	5,500 / 60,000
①建築面積[m ²]×5%	5,500×0.05 = 275
②設置可能面積[m ²]	1,500 (PV設置含む)
① <②より設置基準量[kW]	275×0.15 = 41 ※小数点以下切り捨て (年間太陽光発電相当量 : 41,000kWh)
屋上へのPV設置量[kW]	20 (年間発電電力量 : 20,000kWh)
追加設置が可能な場所[m ²]	1,300(屋上利用のため、追加設置困難)
A 設置基準量から設置量を減じた量[kWh]	21,000 (設置基準量不足分)
B 建物推計電気使用量[kWh]	共用部のみ一括受電 : 1,000,000 (要綱7条3項より計算)
C 再エネ発電比率[%]	21.7 (最新年度の経産省公表データ)
設置が困難な理由として該当するもの	■要綱7条(4)：建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賄う

$$X = [A \div B \times 100] + [C \times (B - A) \div B] = 23\% \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

- ・設置基準量不足分相当の『再エネ割合23%以上の再エネ電気メニューの調達』or『証書購入』が必要
- ・必要調達量は、不足分相当の21,000kWh以上から開始し、将来的に共用部の使用電力量全てを再エネ化する

※再エネ100%化計画の策定・提出を要する



届出・公表について

大規模建築物
への制度

- 特定建築主は**特定建築物太陽光発電設備等設置計画書**（以下、**計画書**という。）を、市長に提出する
(建築の確認申請等をしようとする日の21日前まで)
- 計画書を提出した特定建築主は工事が完了したときは**完了届**を市長に提出する（工事完了日の翌日から30日以内）
- 計画書を提出した特定建築主は工事を中止したときは**中止届**を市長に提出する
- 計画書を提出した特定建築主は次の事項について変更するときは**変更届**を市長に提出する（軽微な変更を除く。）

変更①	建築物の概要、設備等の種類、設置基準量、設置量、達成率、適合状況、代替措置に関する事項等	変更に係る工事着手日の15日前まで
変更②	建築主氏名・名称・住所・事務所の所在地・法人の代表者氏名、建築物の名称・所在地、連絡担当者氏名・連絡先等	変更日の翌日から30日以内
軽微な変更	住所・所在地の住居表示の変更、建築物の名称・概要（変更①に関する事項等の変更を伴うものを除く。）	変更届は不要

- 計画書・変更届・完了届があったときは市ホームページで次の事項を公表する

● 公表事項

- ・受付番号、特定建築物名称・所在地、設備設置容量
- ・工事期間、手続きの進捗状況、適合状況、達成率等
- ・特定建築主の氏名・名称
- ・計画書・変更届・完了届（規則第12～14号様式の第2～4面）

● 施行スケジュール



* 施行日前（令和7年3月31日）までに建築確認申請等の申請等が行われた建築物は対象外



届出様式・添付資料等について

大規模建築物
への制度

■ 計画書（第1面～第4面）には次の区分に応じた資料を添付する（複数区分に該当する場合は該当する全ての資料）

区分	添付図書	オンサイト	オフサイト	既存建築物	特定開発事業	再工ネ調達
全ての特定建築物	・方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 ・縮尺、方位、敷地境界線、建築物・道路位置等を明示した配置図	○	○	○	○	○
太陽光発電設備設置可能面積の適用	・縮尺、方位、建築面積からの除外範囲・理由等を明示した屋上階平面図等	△	△	△	△	△
オンサイト・既存建築物・特定開発事業	・設備設置位置を明示した平面図等 ・太陽光発電設備の定格出力又はその他の設備の年間発電電力量（熱供給量）を示す資料	○	-	○	○	-
既存建築物・特定開発事業	・既存建築物（特定開発事業）の付近見取図・配置図、設備設置位置を明示した平面図等 ・設備設置する建築物の建物名称、所在地、設備設置工事期間等を明示した資料	-	-	○	-	-
オフサイトPPA等	・再生可能エネルギー調達計画書（要綱様式1号）及び備考欄に記載された添付資料（必要部分） ・設備の概要（設置場所、電源種別、定格出力、電気の供給開始時期、供給機関、再生可能エネルギー発電所の認定等）が分かる資料 ・発電所内で消費される電力量を除いた年間推定発電量を示す資料 ・複数の特定建築物に分割計上する場合、定格出力の内訳及び発電した電気の供給方法を示す資料 ・自営線による場合、自営線による電気の接続関係が分かる資料 ・自己託送による場合、自己託送であることが分かる資料 ・第三者設置の場合、相対契約・長期契約・固定価格による購入が確認できる資料	-	○	-	-	-
再工ネ調達	・再生可能エネルギー調達計画書（要綱様式1号）及び備考欄に記載された添付資料	-	-	-	-	○
その他	・その他市長が必要と認める資料	△	△	△	△	△

完了届、変更届の際にも、上記区分に応じた資料（変更に係る資料）を添付する

※詳細はガイドラインに記載予定



建築物太陽光発電設備等総合促進事業に関する問い合わせ先・情報提供等

制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度に関するお問合せ先

※まずはホームページ「制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度」に掲載の「よくあるお問合せ」をご確認ください。

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2088

市ホームページ「制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156234.html>



事業者用

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-1-0-0-0-0-0-0.html>

市ホームページ「制度3 建築士太陽光発電設備説明制度」

令和6年4月より施行しています。あわせてご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>



ポータルサイト「かわさき太陽光広場」にて市民・事業者向けに情報発信しています。

ぜひ、ご参照ください。

<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>



- 補助金
- 太陽光Q&A
- メリット
- 太陽光発電設備普及事業者登録制度
- 太陽光にまつわるお役立ち情報など



ご清聴ありがとうございました。

CO₂排出実質ゼロを目指す

かわさきカーボンゼロ ロゴ

葉は環境への配慮をイメージ



2つの矢印は資源、エネルギー、炭素などの循環をイメージ

「かわさきカーボンゼロ」ロゴマークは、2050年CO₂排出実質ゼロを表現したロゴマークです。

2050年の脱炭素社会の実現には、現状の取組の延長線上では難しく、一人ひとりが行動を起こすことにより、社会の行動変容を促し、脱炭素化の技術革新に繋げていくことが必要です。

川崎市はよりよい未来をつくるため、市民・事業者の皆さんと挑戦を続けてまいります。